

議事日程 (第4号)

平成24年 3月16日 午後 1 時30分開議

- 日程第 1 第 1 号議案 平成23年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 2 第 2 号議案 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第 3 号議案 平成23年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第 4 号議案 平成23年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 5 第 5 号議案 平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 6 第 6 号議案 平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第 7 号議案 平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第 8 号議案 平成23年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)  
(日程第1～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第 9 号議案 中間市政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第10号議案 中間市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 第11号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第12号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第13号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第14号議案 中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第15号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第16号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第17号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例

- 日程第18 第18号議案 中間市中央公民館条例等の一部を改正する条例  
(日程第9～日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 第19号議案 中間市企業誘致条例
- 日程第20 第20号議案 中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道  
技術管理者の資格基準に関する条例  
(日程第19～日程第20 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第21 第21号議案 中間市道路線の認定について  
(日程第21 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第22 第22号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について  
(日程第22 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第23 第23号議案 平成24年度中間市一般会計予算
- 日程第24 第24号議案 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第25 第25号議案 平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第26 第26号議案 平成24年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第27 第27号議案 平成24年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 第28号議案 平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第29 第29号議案 平成24年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第30 第30号議案 平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 第31号議案 平成24年度中間市水道事業会計予算
- 日程第32 第32号議案 平成24年度中間市病院事業会計予算  
(日程第23～日程第32 質疑・委員会付託)
- 日程第33 請願第1号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書提出を求める  
請願  
(日程第33 質疑・委員会付託)
- 日程第34 議員提出議案 中間市立病院を考える特別委員会の設置について  
第1号  
(日程第34 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第35 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (19名)

1番 宮下 寛君	2番 青木 孝子君
3番 田口 澄雄君	4番 佐々木晴一君

5番	安田 明美君	6番	古野 嘉久君
7番	植本 種實君	8番	井上 太一君
9番	掛田るみ子君	10番	草場 満彦君
11番	中尾 淳子君	12番	山本 慎悟君
13番	堀田 英雄君	14番	中野 勝寛君
15番	藤本 利彦君	16番	原田 隆博君
17番	片岡 誠二君	18番	下川 俊秀君
19番	米満 一彦君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	松下 俊男君	教育長	……………	吉田 孝君
総務部長	……………	白尾 啓介君	市民部長	……………	成光 嘉明君
保健福祉部長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	三島 秀信君
教育部長	……………	小島 一行君	上下水道局長	………	永野 博之君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	……………	一田 健二君
総務課長	……………	柴田精一郎君			
総合まちづくり課長	……………				松尾 壮吾君
財政課長	……………	高橋 洋君	課税課長	……………	山下 守君
人権男女共同参画課長	……………				松本 和幸君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	木森 光彦君
都市整備課長	………	間野多喜治君	産業振興課長	………	小南 敏夫君
下水道課長	……………	中嶋 秀喜君	生涯学習課長	………	山崎 淳子君
中央公民館長	………	田中 久光君	営業課長	……………	久野 裕彦君
市立病院課長	………	芳野 文昭君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

---

## 議案の委員会付託表

平成24年3月16日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第23号議案	平成24年度中間市一般会計予算	別表 3
第24号議案	平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第25号議案	平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第26号議案	平成24年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第27号議案	平成24年度中間市公共下水道事業特別会計予算	
第28号議案	平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第29号議案	平成24年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第30号議案	平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第31号議案	平成24年度中間市水道事業会計予算	産業消防
第32号議案	平成24年度中間市病院事業会計予算	市民厚生
請願第1号	公的年金2.5%の引下げに反対する意見書提出を求める請願	

## 別表 3

## 平成24年度中間市一般会計予算

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表 4
第2条	第2表 債務負担行為	各委員会
第3条	第3表 地方債	総合政策
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

## 別表 4

## 歳入

款別	款別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

## 歳出

款別	款名	項 目	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目の一部、1項8目の一部、1項10目の一部	
		1項10目の一部、2項1目の一部・2目、3項1目 の一部・2目	市民厚生
3	民生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項1・3目の一部、1項12目、2項1・4目の一 部、3項1目の一部	
4	衛生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項3目の一部	産業消防
5	労働費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部	
		1項2目の一部	総合政策
6	農林水産業費	全 項 (1項2・4目の一部は総合政策)	産業消防
7	商工費	全 項 (1項1・3目の一部は総合政策)	
8	土木費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1・2目の一 部、5項1目の一部	
9	消防費	全 項 (1項1・4目の一部は総合政策)	産業消防
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	産業消防
12	公債費	全 項	総合政策
13	予備費	全 項	



午後 1 時00分開議

○議長（井上 太一君）

皆さんこんにちは。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、きょう昼間の火事のこと、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。一田消防長。

○消防長（一田 健二君）

それでは、火災の情報についてご説明申し上げます。

119番確知、12時52分の火災でございます。出火場所、長津1丁目23番7号、出火対象物、山口荘アパートでございます。場所は平和通りを下りまして、堀田スポーツ店と波多野たばこ店の路地を左折いたしまして、すぐ右折しますと、山口荘アパートがございます。出火場所はここでございます。

消防隊本体5隊、救急隊1隊、消防団車両5隊、現在消火作業中でございます。出火対象物におきましては、やけど、熱傷患者2名が確認されましたので、救急搬送中でございます。

焼損規模、原因等については現時点では詳細は不明でございます。

簡単でございますがご報告申し上げます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

消防長から報告がありましたけど、この件で何か質疑があればお願いいたします。

ないようですので、次に進みます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

日程第6. 第6号議案

日程第7. 第7号議案

日程第8. 第8号議案

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、第1号議案から、日程第8、第8号議案までの平成23年度各会計補正予算8件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

#### ○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、各事業の確定に伴う予算の調整が中心となっており、1億5,180万円の減額補正を行い、一般会計の総額を172億70万円とするものです。

まず、歳入の主なものは、児童手当及び子ども手当特例交付金が確定に伴い、1,570万円減額されています。

また、福岡県市町村災害共済基金からの繰入金9,610万円が増額され、建設事業の変更などに伴い、市債8,120万円が減額されています。

次に、歳出の主なものは、総務費においては、福岡県市町村職員退職手当組合負担金が確定に伴い、1,030万円が減額されています。

民生費においては、特別会計国民健康保険事業において、国民健康保険財政の安定化を図るため、財政安定化支援事業等の法定繰出金3,610万円が増額されています。

教育費においては、耐震診断の結果、中間北中学校校舎が耐震補強の必要がなかったことから、平成25年度予定の事業を前倒しして実施することになった中間南小学校校舎及び屋内運動場耐震補強事業と、東日本大震災の影響による文部科学省の補助金の執行停止が解除になったことに伴い、事業を翌年度に繰り越して実施することになった中間西小学校及び中間南中学校のトイレ改修事業に1億3,930万円が繰越明許費として計上されています。

また、公債費においては、借入済の起債に関し、金融機関との交渉の結果、利率が引き下げられたことから、償還利子2,140万円が減額されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第3号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第1号議案、一般会計補正予算について申し上げます。

初めに、市民部所管について申し上げます。

歳出の主なものは、労働費の労働諸費では、若年者専修学校等技能習得資金貸付金110万円が減額されております。

次に、保健福祉部所管について申し上げます。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉費では、生活介護サービス介護給付費550万円、重度心身障害者医療費830万円が増額されております。また、生活保護費では、扶助費において医療扶助費の増額などにより1,430万円、衛生費の予防費では、予防接種委託料700万円が増額されております。

次に、第2号議案、特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、一般被保険者の保険給付が増加したことに伴い、保険療養給付費2,580万円、高額療養費2,250万円、さらに平成22年度における国庫負担金等の精算により、返還金2,890万円が増額されております。

また、昨年度から国民健康保険療養施設となりました中間市立病院に対する直営診療施設繰入金3,730万円が計上されております。

歳入では、国民健康保険税1,980万円、一般会計繰入金3,610万円が増額されております。

次に、第3号議案、住宅新築資金等特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正では、歳入におきまして、県補助金として住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の額が決定したことによるものです。

歳出につきましては、歳入予算の貸付金元利収入を1,790万円減額調整し、予算の総額は補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ6億290万円となっております。

次に、第6号議案、介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳出の主なものは、地域支援事業費では介護予防事業費470万円、任意事業費590万円が減額されております。

歳入では、国庫支出金970万円、繰越金3,390万円が増額され、支払基金交付金680万円、県支出金860万円、繰入金3,750万円が減額されております。

次に、第7号議案、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、県後期高齢者医療広域連合への納付金の額が決定したことによるものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金180万円が減額されております。

歳入では、一般会計から保険基盤安定繰入金180万円が減額されております。

次に、第8号議案、病院事業会計補正予算について申し上げます。

収益的収支の収入では、病院事業収益の医業収益において、入院患者数の減少などにより、5,800万円が減額されております。

支出では、病院事業費用の医業費用の資産減耗費6,750万円が、固定資産除去費として減額され、それに伴い特別損失に7,020万円が増額されております。また、資本

的収支の収入では、固定資産整備企業債 1,500 万円が減額されております。

支出では、固定資産購入費で医療機器購入費 1,500 万円が減額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要でございます。

最後に、それぞれ採決しました結果、全議案とも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 1 号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分、第 4 号議案及び第 5 号議案の補正予算 3 件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第 1 号議案平成 23 年度中間市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では社会資本整備総合交付金事業の交付額確定により、土木費国庫補助金 2,280 万円が減額されております。

歳出の主なものは、農林水産業費では、さくらの里施設敷地に対する下水道受益者負担金が次年度に繰り延べしたことにより 230 万円が減額されております。

商工費では、やっちゃれ祭りと合同開催しておりました西部市場まつりが開催されなかったことにより、筑前中間まつり補助金 100 万円が減額されております。

土木費では、社会資本整備総合交付金が減額交付されたことにより、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業 2,030 万円、二タ股東中牟田線道路改良事業 430 万円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 910 万円がそれぞれ減額されております。

消防費では、災害に強いまちづくりを推進するため、全国瞬時警報システム設置のための経費として 190 万円が計上されております。

次に、第 4 号議案平成 23 年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして申し上げます。

今回の補正は、歳入において前年度繰越金が 75 万円増額され、歳出において下水道施設改良基金積立金が 75 万円増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ 75 万円を増額し、予算の総額を 8,870 万円とするものであります。

次に、第 5 号議案平成 23 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では社会資本整備総合交付金が減額されたことにより、公共下水道事業国庫補助金 1 億 7,440 万円、一般会計繰入金 710 万円、

流域下水道事業債330万円が減額され、歳出では工事請負費1億7,300万円、県施工の流域下水道建設費の確定により、地域下水道事業費負担金530万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億7,837万円を減額し、予算の総額を19億8,020万円とするものであります。

以上が当委員会に付託されました概要であります。

最後にそれぞれ採決した結果、第1号議案、第4号議案及び第5号議案、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

討論なしと認めます。

これより第1号議案から第8号議案までの補正予算8件を順次採決いたします。議題のうちまず第1号議案平成23年度中間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案平成23年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり

り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(井上 太一君)**

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案平成23年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(井上 太一君)**

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(井上 太一君)**

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(井上 太一君)**

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(井上 太一君)**

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案平成23年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第 9. 第 9号議案

日程第10. 第10号議案

日程第11. 第11号議案

日程第12. 第12号議案

日程第13. 第13号議案

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

日程第17. 第17号議案

日程第18. 第18号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、第9号議案から、日程第18、第18号議案までの条例10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案、第10号議案、第11号議案、第18号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第9号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、現行の中間市政治倫理条例をより実効性のあるものにするために改正されるものです。

主な改正点としては、まず条例の適用対象者に教育長を含めるとともに、現在市長のみ提出義務のある資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書について、市長と同様に副市長及び教育長にも提出する義務を課すものです。

また、政治倫理審査会の所掌する任務の中に、政治倫理基準違反や市民からの調査請求に対しても調査する権限を与えるとともに、市民からの調査請求がしやすいように要件を緩和し、有権者の100分の1の連署から有権者50人の連署に改めるものです。

また、請求の対象を報告書の疑義のみならず、政治倫理基準に反すると思われる行為についても、調査請求が行われるように改正するものとなっております。

次に、第10号議案中間市行財政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月1日付で実施される機構改革に伴うもので、中間市行政改革推進委員会設置条例を初め附属機関の設置に関する六つの条例中に規定されている委員会、協議会、審議会 of 庶務を処理する課の名称の改正を行うものとなっております。

次に、第11号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、平成15年1月から本市の財政状況を考慮して、独自に実施されている常勤の特別職及び教育長の給与の削減措置を、引き続き行うことによるものです。

給料の減額の率としては、平成17年度から、市長においては10%、副市長においては7%、教育長においては4%の減額支給となっていることから、平成24年度におきましても、同様の削減を実施するものとなっております。

最後に、第18号議案中間市中央公民館条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、昨年に成立し、本年4月1日に施行される地域主権改革第2次一括法において社会教育法、図書館法及び博物館法が改正され、公民館運営審議会、図書館協議会及び歴史民俗資料館協議会の各委員を委嘱するにあたり、委員の満たすべき基準を条例において規定する必要が生じたことに伴うものであります。

各委員につきましては、より一層幅広い分野から委嘱されるよう文部科学省令で定める基準を参酌し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員を委嘱することになっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第18号議案は、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第12号議案、第14号議案、第15号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第12号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、昨年12月2日に公布された経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な

な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律によるものです。

改正の主な内容といたしまして、初めに個人市民税は翌年課税方式が採用されておりますが、退職所得につきましては、現年課税方式が採用されております。これにより、税額相当の運用益が失われるという理由から、昭和42年1月から当分の間の措置として講じられておりました、退職所得に係る個人市民税の10%の税額控除を廃止するというものであります。

次に、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と市の増減収を調整するため、県から市にたばこ税の一部を移譲されるということに伴い、市たばこ税の税率を引き上げるものです。

最後に、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時的措置として、平成26年度から35年度までの間、個人市民税の均等割額を500円引き上げるというものです。

なお、本条例の施行日につきましては、退職所得に係る個人住民税の改正規定は平成25年1月1日、たばこ税に係る改正規定は平成25年4月1日、それ以外の改正規定は公布の日となっております。

次に、第14号議案中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、乳幼児・児童医療の対象年齢を引き上げるものです。本市の乳幼児・児童医療費助成事業の対象については、現在小学校3年生相当の乳幼児・児童を対象としておりますが、全国的にも子育て支援対象の観点から、対象を拡大する動きが各自治体で進んでいることから、入院に要する医療費に限り、中学校卒業前相当までに拡大するものとなっております。

次に、第15号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、3年に一度の介護保険事業計画の見直しについて、本市の附属機関である中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会に諮問し、同委員会から答申を受け、保険料の改正を行うものです。保険料の基準額については、現行の月額4,043円から、改正後は4,798円となっております。

また、保険料の段階は、現在の7段階8区分から、9段階11区分に細分化されております。まず、低所得者の負担軽減のため、保険料負担段階第3段階に特例を設け、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の被保険者の保険料を軽減しております。

また、軽減した保険料の不足分については、新たに8段階及び9段階を設けることにより、第1号被保険者全体で賄うこととしております。

以上が、当委員会に付託された議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決しました結果、第12号議案及び第15号議案は賛成多数で、第

14号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第13号議案、第16号議案及び第17号議案の一部改正条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第13号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例の改正は、平成24年4月1日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が改正されることに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る設置の許可に対する審査の手数料が新たに設けられることから、本市においても同様に貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料において、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を新たに設け、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所と同じ手数料の区分とするものです。

なお、施行日は平成24年4月1日となっております。

次に、第16号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部改正が行われたことに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、入居者資格のうち、「現に同居しようとする親族があること」の要件が廃止され、単身者入居が可能になるとともに、親族以外の者が同居可能になることから、市営住宅の適正な管理を行うためには、同居要件や親族要件は継続しなければならないため、市営住宅条例においては、入居資格を定めるものであります。

なお、施行日は平成24年4月1日となっております。

次に、第17号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、危険物の品名に、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことにより、一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について経過措置を講じるものであります。

経過措置につきましては、配管、タンクの構造の技術基準については、一定の条件に満たす場合には適用しないこととすること。内装容器等の表示、危険物を取り扱う場所に関

する技術基準については、施行の日から1年間は適用しないこと。届け出は施行の日から半年間は適用しないこととなっております。なお、施行日は、平成24年7月1日であります。

以上が、当委員会に付託されました概要であります。

最後にそれぞれ採決した結果、第13号議案、第16号議案及び第17号議案は、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

**○議員（4番 佐々木晴一君）**

第10号議案、中間市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例に対する賛成討論をさせていただきます。

児童相談所の所管及び青少年の非行、犯罪に対する所管が、教育部から総務部に変わり、安心安全まちづくり課が新設されることは、青少年の非行、犯罪が顕著な我が市にとっては大変喜ばしいことだと言えます。なぜなら、市長の陣頭指揮のもと、全市挙げて青少年の非行、犯罪問題に取り組めるからであります。

しかしながら、教育委員会制度はレイマンコントロールという素人による支配という理念のもとに、本来首長から拘束されない、いわゆる治外法権化された組織であるはずであります。

しかし、今回、その組織の壁を越えて青少年の非行、犯罪においては教育委員会で対処することに限界を感じたからなのか、その組織改編が行われようとしております。これは、学校現場に教育委員会の意向に反し、あるいは許可なく市長部局の者が入り込める権限を与えるに等しいことだと私は思います。

これでは、教育委員会制度を定めた本来の意義が失われるのではないのでしょうか。私自身は、この機会に、教育委員会制度を国全体で見直すべきときだと思っております。

**○議長（井上 太一君）**

佐々木議員、賛成討論でしょう。

**○議員（4番 佐々木晴一君）**

そうです。賛成討論でございます。昭和31年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定されて以来、教育委員会制度ができていますが、教員が教育部の職員に上がり、また教育部の職員が教員に戻るシステムがあるがゆえに、かつて大分県では、教員採用を

めぐる汚職及び教育審議官の逮捕という不祥事がありました。この事件に象徴されるように、独立した組織である教育委員会制度の閉鎖性に問題があるのかもしれませんが。

今回の10号議案であります中間市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例案においては、私はその組織改革の先駆けとして大賛成であります。

しかし、こと青少年の非行、犯罪問題と児童相談所の所管を教育部から壁を越えて市長部局の安心安全まちづくり課に移管するという事は、こういった大きな問題も含んでいるということを市長は理解していただきたいと思います。本当にそこまで考えての条例案ならいいんですが、そうでなくしての条例案であるならば、今までの教育委員会制度を形骸化させ、責任の所在と命令系統がより不明確になり、青少年問題が解決に向かうどころか後退する懸念もあるということを感じなくてはならないと思うのでございます。ですから、よくよくこの第10号議案に対しては、以上の意見を強く付しての賛成とさせていただきます。

以上です。

**○議長（井上 太一君）**

ほかに。青木孝子さん。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

第12号議案と第15号議案につきまして、日本共産党を代表いたしまして反対討論いたします。

第12号議案中間市市税条例の一部を改正する条例の第25条では、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税の均等割に500円を加算するというものです。同じく県民税も500円加算され、住民税が1人1,000円引き上げられます。

この増税策は、東日本大震災からの復興に関して、地方自治体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するための費用19兆円のうち、地方自治体が行う緊急防災・減災事業の地方負担分、年間8,000億円の費用を賄うというもので、低所得者や被災者を含め、納税者1人1,000円の増額になります。

庶民の暮らしは長引く不況や年金の引き下げ、保険料などの引き上げで大変苦しくなっており、これ以上の増税は許せません。防災のための費用とはいえ、庶民に増税するのではなく、まず無駄なダムなどの公共事業、軍事費の見直し、政党助成金の廃止、また大企業や大資産家への優遇措置をやめ、その一部を防災費用として賄うべきです。

以上のことから、第12号議案に反対いたします。

第15号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例では、平成24年度から平成26年度までの保険料の引き上げなどが提案されています。

65歳以上の介護保険料の基準額は、月4,043円から4,798円になり、1カ月755円、年間9,060円の負担増になります。保険料の段階は、7段階8区分から9段階11区分に改定されるなど、低所得者の負担を軽減する措置が図られています。

しかし、年金は減らされ、後期高齢者医療保険料の引き上げ、消費税の増税なども進められている中で、介護保険料の引き上げは高齢者には二重、三重の負担増で、生活のめどが立たないと怒りが沸騰しています。介護保険料の据え置きを求めるものです。

以上、反対討論を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

これにて討論を終結いたします。

これより第9号議案から第18号議案までの条例10件を順次採決いたします。議題のうちまず第9号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案中間市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案中間市中央公民館条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第19. 第19号議案**

**日程第20. 第20号議案**

○議長(井上 太一君)

次に、日程第19、第19号議案及び日程第20、第20号議案の条例2件を一括して議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長(片岡 誠二君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第19号議案及び第20号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第19号議案中間市企業誘致条例につきまして申し上げます。

今回の条例制定は、有効的かつ計画的な企業誘致活動を行うには、固定資産税の課税免除等の優遇措置を講じることなどにより、企業立地を促進し、地域産業の振興及び雇用機会の拡大による市勢の発展に寄与することが目的となっております。

また、企業立地計画に基づき、立地した企業に対して、本来課税すべき固定資産税を課税免除または不均一課税をした場合に、国がその額の75%を普通交付税で補てんする制度があります。この制度は、地方税法上、特例的な措置であるため、適用を受ける場合において、条例でその旨を定める必要があることから制定されるものであります。

条例の内容といたしましては、優遇措置として土地取得の翌日から起算して、1年以内に設置された事業所等が操業開始した日後、最初に固定資産税が賦課される年度における当該事業所等の固定資産について、その基準年度から3年度間、固定資産税を課さないことができることが規定されております。

また、適用区域につきましては、企業立地促進法に基づく基本計画により設定された集積区域である五楽工業団地及び虫生津工業団地としています。

なお、施行の日については、平成24年4月1日となっております。

討論において委員から、奨励措置として、第5条第2項に、市長が特に必要と認める事項という項目があります。この条項については誘致する企業に対して、過大な優遇措置を

とることのないように慎重を期するべきであるとの意見がありました。

次に、第20号議案中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきまして申し上げます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法が一部改正されたことに伴い、従来は法令で規定されていた技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の範囲、布設工事の監督業務を行う者及び水道技術管理者に必要な資格を条例で定める必要があるため制定されるものであります。

条例の主な内容といたしましては、水道の布設工事を施工する場合において、職員にその工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならない工事の範囲を定め、監督業務を行う者、水道技術管理者に必要な資格を定めております。

なお、施行日は平成24年4月1日とするものであります。

以上が、当委員会に付託されました概要であります。

最後にそれぞれ採決した結果、第19号議案及び第20号議案、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

第19号議案中間市企業誘致条例について討論を行います。

市税の増収並びに地元より従業員が雇用が見込まれるものとして、企業の誘致を図る条件を新設するものであり、不況が長引く中、倒産、失業など、中間市民にも深刻な状況が生じております。

こうしたもとの、さきに述べた要件を目的として現存工業団地内に企業誘致を図るということについては理解をできるところでありますが、第5条に奨励措置として、その第2項に、市長が特に必要と認める事項という項目については、誘致する企業に過大な優遇措置をとることのないよう慎重を期すべきであります。

同時に、地元より雇用が進んでいくよう注視していくことも必要であると思っております。また、これに逸脱した場合は厳しく批判をしていくという意見を付して討論を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

どっち、賛成。

○議員（1番 宮下 寛君）

賛成。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第19号議案及び第20号議案の条例2件を順次採決いたします。議題のうちまず、第19号議案中間市企業誘致条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第21. 第21号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第21、第21号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第21号議案中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回、認定の議決を得るために提案されております路線は、折口9号線、離駒22号線、塘ノ内12号線の3路線であります。

初めに折口9号線については、長津一丁目地内の開発促進に伴い、住民の生活道路として利用されるため認定するものであります。

次に、離駒22号線については、従来より当該地区住民の生活道路として利用されているため認定するものであります。

最後に、塘ノ内12号線については、岩瀬三丁目地内の開発行為に伴い、帰属を受けたため認定するものであります。

以上、3路線につきまして、審査の後、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第22. 第22号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第22、第22号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。草場満彦君。

○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の規約の改正は、休日急病センターの跡地が平成23年4月に売却され、財産処分取り扱いが決定したことに伴い、広域事務組合の共同する事務の中から、休日急病センターに関する事務を削除し、また休日急病センターに関する事務に要する経費を削除するものとなっております。

なお、広域事務組合の規約の改正に当たりましては、関係地方公共団体の議決が必要であることから提案されたものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第22号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第23. 第23号議案

日程第24. 第24号議案

日程第25. 第25号議案

日程第26. 第26号議案

日程第27. 第27号議案

日程第28. 第28号議案

日程第29. 第29号議案

日程第30. 第30号議案

日程第31. 第31号議案

日程第32. 第32号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第23、第23号議案から、日程第32、第32号議案までの平成24年度各会計予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成24年度各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第33. 請願第1号

○議長（井上 太一君）

次に日程第33、請願第1号公的年金2.5%の引下げに反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、市民厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第34. 議員提出議案第1号

○議長（井上 太一君）

次に日程第34、議員提出議案第1号中間市立病院を考える特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号中間市立病院を考える特別委員会の設置についてを採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました中間市立病院を考える特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、青木孝子さん、安田明美さん、掛田るみ子さん、草場満彦君、中野勝寛君、片岡誠二君、下川俊秀君、以上7名の諸君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました以上の諸君を、中間市立病院を考える特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

.....

午後2時27分再開

○議長(井上 太一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催された中間市立病院を考える特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に片岡誠二君、副委員長に草場満彦君がそれぞれ当選されました。

---

### 日程第35. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第35、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において田口澄雄君及び米満一彦君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            井   上   太   一

議 員            田   口   澄   雄

議 員            米   満   一   彦